

令和6年度からの広域化調整会議の進め方について

第38回広域化調整会議(R6.3.19)【資料15】再掲

「大阪府で1つの国保」として、一体的な国保運営を効率的かつ効果的に進めることができるよう、令和6年度からの広域化調整会議については、次のとおり進めていくものとする。

広域化調整会議参画についての基本的な考え方

- 大阪府国民健康保険運営方針に新たに盛り込む内容や、事業の進捗管理及び標準保険料率等について、府と市町村との間で検討する際は、広域化調整会議(事業運営検討WG、財政運営検討WGを含む。以下同じ。)の場で行う。
- ブロック代表市町村は、ブロック内の市町村の意見を集約し、広域化調整会議において報告する。
- 広域化調整会議における会議概要は、ブロック内の市町村に共有する。
- 広域化調整会議の会議事項についての問い合わせや意見については、ブロック代表市町村を通じて行うことを基本とする。
- 一体的な国保運営に際し、市町村が要望を行った際は、ブロックとして提案するよう努めることとする。

ブロック内市町村の連携についての基本的な考え方

- ブロック代表市町村は、リーダーシップを発揮し、PDCAサイクルに基づく進捗管理等の局面において、ブロック内の状況等を把握する。
- ブロック内の市町村は、一体的な国保運営を実現できるよう、相互間において緊密に連携し、課題を共有しつつ、事務事業の標準化、広域化、効率化に務め、好事例の取組の共有、相互研鑽により、各種目標数値の底上げを図る。

広域化調整会議の傍聴について

「広域化調整会議参画についての基本的な考え方」に基づき、下記により傍聴を可能とする。

- 対面会議においては、各WG委員の傍聴を可能とする。(ブロック代表委員の補足としての発言は可とする。)
- オンライン会議においては、回線の都合上、ブロック代表市町村に赴き同席することで、傍聴を可能とする。(発言は不可とする。)
- オンライン会議において、回線環境が大幅に改善され、会議の進行に支障を来さないと認められる場合は、各市町村におけるオンライン傍聴を可する。(発言や反応は不可とする。)